

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日付29産労農森第1223号
改正 平成30年7月6日付30産労農森第402号
改正 令和元年6月10日付31産労農森第245号
改正 令和3年2月17日付2産労農森第1071号
改正 令和5年3月15日付4産労農森第1373号
改正 令和6年3月 4日付5産労農森第1331号

(通則)

第1 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱(平成30年4月1日付29産労農森第1222号。以下「実施要綱」という。)に基づき、公共施設において、東京の木多摩産材(東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。)等を積極的にPRするために行う施設の木造化や内装木質化、木製什器、木製外構施設等の整備に係る経費を補助することにより、利用者が日常的に多摩産材等とふれあう場を創出し、多摩産材等の利用拡大を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3 補助金の対象となる経費は別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとおりとし、予算の範囲において、交付するものとする。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの及び交付決定日以前に事業着工したものを除く。

2 当該事業における補助金の年度上限額は、1区市町村当たり3,000万円とする。

(補助対象期間)

第4 事業の実施に当たって債務負担行為を設定した事業(以下、「債務負担事業」という。)については、連続する2か年度を対象期間とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)

- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
- (4) 設計図書（事業の詳細がわかる立体図、平面図、製品図、木材使用量等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 債務負担事業については、事業開始年度に翌年度分の申請事項を含めた補助金交付申請書を提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6 知事は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知する（第4号様式）。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え補助金の交付を決定することができる。

（申請の取下げ）

第7 交付決定の内容又は付された条件に異議があり、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（交付決定内容の変更）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
- (2) 事業費の30パーセントを超えて変更しようとするとき
- (3) 補助事業の経費区分ごとの配分額の30パーセントを超えて変更しようとするとき

2 前項の申請に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 知事は、第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止）

第9 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、第7号様式による事業中止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、事業の中止の承認を通知する。

（事故報告等）

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

(遂行状況報告)

第11 補助事業者は、知事の要求があったときには、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第12 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って遂行すべき事を命ずる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずる。

(実績報告)

第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 債務負担事業については、事業終了年度に前年度の報告事項を含めた実績報告書を提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（第9号様式）するものとする。

(補助金の請求)

第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（第10号様式）を提出するものとする。

(補助金の支払等)

第16 知事は、第15に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の規定により補助金の概算払を受けたものは、第15の規定による補助金の額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書（第12号様式）を知事に提出し、精算手続きをしなければならない。

(J グランツによる申請等)

第17 次に掲げる手続き及び事務については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

(1) 補助事業者から知事への第6の規定による申請、第13の規定による実績報告及び第15の規定による請求

(2) 知事から補助事業者への第7及び第15の規定による通知

(是正のための措置)

第18 知事は、第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第13の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第19 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第20 知事は、第19の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知すると共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第21 補助事業者は、第20第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22 第21第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23 第21第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第24 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第25 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ第13号様式により知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿の整理、管理等)

第26 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第27 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

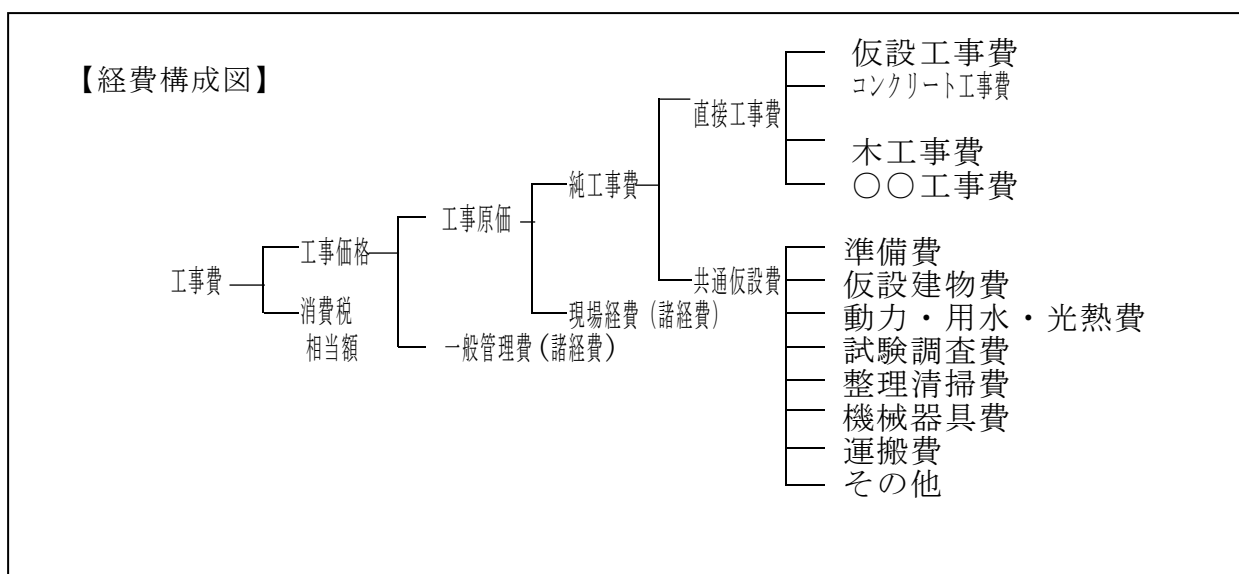
附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

区分	補助対象経費
木造化（建築物の構造材として多摩産材を使用する木造化）に係る経費	天井、柱、梁（はり）等の木造工事のうち、多摩産材を構造材として使用する部分の工事費（※1）
内装木質化（床、壁、建具等の仕上材として多摩産材を使用する内装木質化）に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、多摩産材を仕上げ材として使用する部分の工事費（※1） ※多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.01m ³ 以上
木製遊具の整備（多摩産材を使用した定置型遊具の整備）に係る経費	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1）・安全対策費（※2） ※多摩産材の使用量は、製品個々に1㎡当たり0.08m ³ 以上
木製什器の整備（多摩産材を使用した木製什器の整備）に係る経費	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費 ※多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の50%以上
木製外構施設の整備（多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備）に係る経費	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1） ※多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012m ³ 以上（うち多摩産材の利用割合30%以上）

- （注） 1 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。
 2 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。

(※1) 工事費は、経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とする。



(※2) 安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費である。

【例】 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）

第1号様式（第5関係）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業区分及び経費内訳

事業区分	総事業費 (A+D)	補助対象 経費 (A=B+C)	経費内訳		補助対象 外経費 (D)	備考
			本補助金 (B)	自己資金 (C)		
	円	円	円	円	円	
計						

3 関係書類

- 事業計画書（第2号様式）
- 収支予算書（第3号様式）
- 位置図
- 設計図書
- その他

※ J グランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

第2号様式（第5、第8、第9、第13関係）

（1） 事業（変更）計画（実績）書

1 事業を実施する場所

施設名：

施設所在地：

2 事業の内容

3 事業における多摩産材利用量

事業区分 (該当するものに○)		多摩産材利用量			備考
		総量	1 m ² 当たり	製品割合	
	木造化	m ³	—	—	
	内装木質化	m ³	m ³	—	
	木製遊具の整備	m ³	m ³	—	
	木製什器の整備	m ³	—	%	
	木製外構施設の整備	m ³	m ³	%	1 m ² 当たり使用量は多摩産材を含む国産材の総使用量

4 経費の内訳

実施内容	規格等	数量	単価 (円)	金額 (円)
合計				

(注) 具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

5 事業実施期間

開始年月日： 年 月 日

終了年月日： 年 月 日

※複数の施設を申請する場合には、施設ごとに本様式を作成すること。

第3号様式（第5、第8、第9、第13関係）

（2）（変更）収支予算（精算）書

1 収入

		予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
補助対象 経費	都補助金				
	自己資金				
	小 計				
補助対象外経費					
総事業費					

2 支出

区 分	予 算 額 (円)	(精算額) (円)	(増減額) (円)	備 考
総事業費 (内 補助対象経費)				

- (注) ・変更収支予算書にあつては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載すること。
 ・積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。
 ・複数の施設を申請する場合は、合計金額を本様式に記載すること。
 ・区分は、別表1の区分単位で記載すること。

補助事業者住所
補助事業者名

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度公共
施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金については、同補助金交付要綱
第6の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記に
より交付する。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 補助金の額 金 円
補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

2 交付の条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止しようとするとき。

(3) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面に

より知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(5) 遂行命令

ア 知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたとき、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。ただし、債務負担行為を設定した事業については、事業終了年度に前年度の報告事項を含めた実績報告書を提出するものとする。

ア 事業実績

イ 収支精算

(7) 補助金の額の確定

知事は(6)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8) 補助金の支払等

ア 知事は、(7)の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者が提出する補助金交付請求書に基づき当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

イ アの規定にかかわらず、知事は補助事業者から概算払請求書の提出があった場合において、必要と認めたときは、補助金を概算払することができる。

ウ 補助事業者はイの規定による補助金の概算払があったときは、(7)の額の確定後、概算払精算書を提出しなければならない。

(9) 是正のための措置

知事は(7)の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(10) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(7)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(11) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(10)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 知事は(7)の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(12) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(10)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

ウ ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(13) 違約加算金の計算

(12)アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(14) 延滞金の計算

(12)イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(15) 他の補助金等の一時停止等

知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(16) 財産処分の制限

ア 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ アの規定により知事の承認を得て、当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付しなければならない。

(17) 帳簿の整理、管理等

ア 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(18) 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び別記（第6関係）「補助金の交付条件」を遵守するものとする。また、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1223号）の規定によらなければならない。

3 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第5号様式（第8関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記の
補助事業を下記のとおり変更したいので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェク
ト事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 計画内容の変更

2 計画変更の理由

3 関係書類

(1) 事業変更計画書（第2号様式）

(2) 変更収支予算書（第3号様式）

第6号様式（第8関係）

産労農森第 号
年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金に係る変更承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった標記事業の変更に
ついては、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第8第
3項の規定により承認します。

第7号様式（第9関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金に係る中止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記事業
について、下記のとおり事業を中止したいので、公共施設への多摩産材利用促進プロ
ジェクト推進事業費補助金交付要綱第9の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書（第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第8号様式（第13関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金に係る実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、標記事業
を実施したので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱
第13の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（第2号様式）
- 2 収支精算書（第3号様式）
- 3 その他関係書類
 - (1) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
 - (2) 事業執行状況の記録（工程表、工事記録写真等）
 - (3) 完了写真
 - (4) 東京の木多摩産材証明書（別紙）

※ J グランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

別紙（第8号様式）

東京の木多摩産材証明書

出荷元 住所
氏名

印

下記の製品については、東京の木多摩産材であることを証明します。

登録番号	
納入量	m ³
納入先	
納材品	樹種：
	径級・規格等：
納入日	年 月 日
備考	

・本様式によるほか、東京の木多摩産材認証制度における確認書をもって代えることができる。

第9号様式（第14関係）

産労農森第 号
年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した 年度公
共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金については、 年 月
日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成
果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、
その額を下記のとおり確定します。

記

1 確定額 金 円

第10号様式（第15関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金請求書

年 月 日付 第 号により交付額確定通知のあった標記
補助金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱
第15の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	金	円
確定額	金	円
今回請求額	金	円

※ J グランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

第11号様式（第16関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助
金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第1
6第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

交付決定額(a)	既受領額(b)	今回請求額(c)	残額 (a-b-c)
円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第12号様式（第16関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費
補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 精算金額 円

交付決定額	既受領額(a)	確定額(b)	精算額 ((a)-(b))
円	円	円	円

第13号様式（第25関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
区市町村長名 印

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業に係る財産処分承認申請書

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分財産の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由